

議案第20号

天理市ボランティアセンター条例の制定について

天理市ボランティアセンター条例を次のように制定しようとする。

平成21年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市ボランティアセンター条例

(設置)

第1条 市民の自主的な参加による営利を目的としない公益的な活動(以下「市民ボランティア活動」という。)を支援するとともに、市民ボランティア活動を行うものの相互交流の場を提供することを目的として、本市にボランティアセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 ボランティアセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市ボランティアセンター	天理市川原城町680番地

(事業)

第3条 ボランティアセンター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民ボランティア活動に係る相談に関すること。
- (2) 市民ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民ボランティア活動に係る調査、研究及び啓発に関すること。
- (4) その他必要な事業

(使用の許可)

第4条 センターの施設で別表に定めるものを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) その他不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの使用料は、無料とする。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。

(2) その他管理上不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合に使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(原状回復)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は前条第1項の規定により使用許可の取消し等があったときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その損害責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

使用許可の必要な施設	会議室 A、会議室 B、活動室 A、活動室 B
------------	-------------------------